

平成27年度包括外部監査 意見への対応状況について

No.	事業名	頁	区分	監査結果及び意見概要	対応状況
1	1-1 浜児童相談所整備事業	46	意見	<p>不動産売買契約における価格決定について 公有財産(土地)の購入において、不動産鑑定評価額が予算額と大幅に乖離している理由について調査を行っていない。 不動産鑑定評価は、鑑定評価の方法、価格の種類、条件及び目的等により評価額が変わることから、これらの前提条件が不動産鑑定評価依頼目的に適合したものであるかの確認を行い、金額の算出過程を理解した上で事務を行うべきである。</p>	<p>予算額については、国土交通省が公表している近傍地の地価公示価格に基づき積算しているが、予算編成段階においては、整備に必要な土地の面積が確定しておらず、想定される最大の面積で見込まざるを得ないことから、不動産鑑定評価額との間に大幅な乖離が生じたものである。今後は計画段階においても、できる限り詳細な計画を作成するなど、適正な予算編成に努めたい。</p>
2	1-1 浜児童相談所整備事業	47	意見	<p>土地購入における予算額について 予定価格98,100千円に対し取引金額52,269千円と大幅に乖離している。予算額と取引金額の乖離率は46.7%であるが、その内訳は、単価の乖離率が19.6%、面積の乖離率が33.7%と面積の乖離率が大きい。土地購入の予算額の設定にあたっては、鑑定評価額や測量結果を入手するまでは県の見積りによるしかないが、面積については、登記簿を確認するなど大幅な乖離とならないようにすべきである。</p>	<p>予算編成段階においては不確定要素が多く、事業の確実な実施のためには、整備に必要な土地として想定される最大の面積で見込まざるを得ないことから、面積の乖離率が大きくなったが、今後は計画段階においても、できる限り詳細な計画を作成するなど、適正な予算編成に努めたい。</p>
3	1-1 浜児童相談所整備事業	47	意見	<p>不動産鑑定評価業務における予算額の算定について 不動産鑑定評価業務委託に係る予算額について、県の方針としては、価格情報を容易に入手できることから、基本的にいわき地区の不動産鑑定士が妥当と見込んでいたにも係らず、予算額においては何ら調整がされていない。見積書提出先の状況にもよるが、予算額は、徴収した単価情報を検証し、業務に係る状況を反映させるべきである。今回予算額との差異は多額と言える程度ではないものの、予算段階で適正な価格を見積もるよう努めるべきである。</p>	<p>見積書徴収に当たっては、競争性を確保する必要があるため、いわき地区の業者に限らず、県内の不動産鑑定業者のうち、いわき地区を希望している26者から、同業務の発注実績の多い他部の例を参考に9者を選定した。予算額については、他部の基準等を参考に算定したものであるが、引き続き予算額の適正な積算に努めてまいりたい。</p>
4	1-2 新生児聴覚検査支援事業	52	意見	<p>スクリーニング機関への周知や資料の改善について 実施要綱第7にて、新生児聴覚検査実施報告書(様式第4号)により毎月、県へ検査結果を報告することとされている。現在、スクリーニング機関から提出される実施報告書の月次の出生者数と検査実施件数に差異があるが、差異の調整等を行わず、検査未実施者の把握が正確には行われていない。事業の有効性の向上に資する情報を入手するためにも、スクリーニング機関への周知や資料の改善が望まれる。</p>	<p>検査未実施者については、例月の実施報告により当月内に検査を実施できない理由を把握しており、月末に出産となり、検査が翌月に実施された場合や、出生時点での児の状態により転院となった場合等、やむを得ない事情が理由となっている。これらを踏まえ、周知方法や資料の改善に努めている。</p>
5	1-4 母子の健康支援事業	58	意見	<p>概算払金額の合理性について 予算の内訳は、報償費・旅費が89%であり、概ね業務の実績に応じて発生するものであると考えられる。業務は年間を通して行われている。概算払いは、概算払いの必要があると認めるときにすることができるとされているが、第1・四半期に委託料の約4割を、第2・四半期までに約7割を支払っており、業務の進捗度合いと整合した委託料の支払条件となっていない。 概算払いを行う時は、受託者から実績について中間報告を受け、合理的な理由がある場合を除き、業務の進捗度を上限とした金額とすべきである。</p>	<p>事業者の運営状況等を勘案し、必要性を判断した上で、各四半期当初に実施計画に基づいた額を支出する方法に変更した。</p>

No.	事業名	頁	区分	監査結果及び意見概要	対応状況
6	1-5 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	63	意見	訪問事業の効率的かつ効果的な実施について 訪問対象者の実績は617人(延べ人数、732人)であり、6割強に留まっている。実績が伸び悩んだ理由として、対象者の親族が仕事などにより時間の都合がつかないことがあげられるが、県や市町村などから避難者に対して他の訪問調査等もあることから対象家庭に対して負担をかけている恐れがあることも考えられる。第一に児童及び世帯全体の負担を考慮すべきと考える。今後は可能な限り、必要な訪問相談は他の調査との兼ね合いを図るか、県と市町村で重複する訪問調査等については市町村に移譲するといった、効率的かつ効果的な実施が望まれる。	本事業は、市町村からの訪問依頼に基づき、状況確認が必要な対象者名簿の提供を受けて訪問しているため、県と市町村とで訪問が重複することはないと認識しており、平成28年度からは、避難元市町村と協議の上、対象者をさらに絞り込んで実施することとした。
7	1-5 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	64	意見	単独随意契約による委託契約の適正性について 仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業について、県内における同様の事業者の検討を十分に行わず、特定の事業者に事業を委託するのは委託事業に関する競争性の確保が十分に図られていない。また、他の事業者の検討の余地やそもそも平成26年度内で実施すべき事業であったのかを慎重に検討すべきであったのではないかと考える。	平成26年度に実施すべき事業であり、単独随意契約については、業務の実施にあたって子どもたち及び地域との信頼関係を築くことができ、必要な知識や技術を有することが条件となることを踏まえ事業者を検討し、既に仮設住宅で支援を行っている当該団体と契約を行ったものである。
8	1-6 子育て応援パスポート事業	67	意見	企画競争による審査会の審査方法について ファミたんカード協賛店ガイドブック製作業務については、企画競争により委託業者を決定している。審査会は担当課(子育て支援課)だけでなく他課(広報課)も審査委員に含めたが、ガイドブック製作の目的からは外れているとして、総合得点の低い会社を選定しており、結果的に子育て支援課の意見だけで決定している結果となっていた。 実施要領には、ガイドブック製作の目的として「カードの利用促進」を図る必要性や「『子育て世帯にやさしい店』であることを広報」することの必要性を謳っている。単に協賛店の周知を図ることだけが目的ではないことから、審査会における決定プロセスが不明瞭であると考え。また、企画競争における審査会の実施においては、担当課の以外の意見を十分に検討することでより公平な審査が実施できるものと考え。	審査会においては、採点表の合計得点だけでなく、採点後に審査会を開催し、各審査員が協議して委託業者を決定した。今後はその旨を審査要領にも記載し、審査方法を明確にすることとした。
9	1-7 ふくしまからはじめよう。豊かな遊び創造事業	73	意見	子どもの冒険ひろば設置支援事業の事後評価について 豊かな遊び創造事業の目的は、「子育て世帯のストレス軽減や子どもの体力向上を図る」ことにある。そのため、各事業においては、この目的が達成できているかについて、事後的に評価する必要がある。しかしながら、「子どもの冒険ひろば設置支援事業」においては、「冒険ひろば」で何人の子どもが来場したかを集計していないため、「冒険ひろば」の来場者数の推移、予定来場者数の達成割合等が把握できない状況にある。「子育て世帯のストレス軽減や子どもの体力向上を図る」という事業の目的を鑑みれば、子どもの来場者数を把握する必要がある。	平成27年度から予定来場者数の達成状況等を把握するため、受注者に対し、開催日ごとに日報を提出させ、来場者数や実施内容等を把握できるように委託内容を修正した。
10	1-9 地域の寺子屋推進事業	83	意見	支出内容の検討について 委託仕様書には、チラシやポスター等による効果的な周知を事業開催前に行うことが記載されているが、事業報告書の作成は明示されていない。500部作成し事後的に報告書を作成し、関係各機関に配布することの要否について、有効性の観点から検討を行う必要がある。	事業実績の報告、周知を目的として報告書の作成を委託先法人に口頭指示したものである。今後、委託仕様書の内容に変更が生じる際には、書面による指示を行い、適切な事務処理に努めることとする。

No.	事業名	頁	区分	監査結果及び意見概要	対応状況
11	1-12 ふくしま保育元気アップ緊急支援事業	94	意見	重点プロジェクトとしての適切な測定指標の設定について ふくしま保育サポート事業および相談支援者育成研修事業は、毎年のように財源や要件などの制度改正が行われ、継続的な財源の確保に懸念がある中で実施している。しかし、重点プロジェクトとして重要な事業であると県で位置づけているのであれば、事業の有用性を示すための具体的な効果測定の指標を設け、それに対する実績をあげることが望まれる。	原発事故対応として短期間に実施する事業であり、指標の設定になじまないため設定を行わなかったものである。
12	1-13 ふくしま保育士人材確保事業	99	意見	事業のための効果測定指標の設定について 保育士等支援センター事業は潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うことを目的としており、相談件数及びマッチング件数を増加させることを目標としているが、平成26年度現在では具体的な測定指標は設けていない。支援センターに寄せられる相談は多岐に渡り、すべての相談件数が必ずしも再就職に関わる相談ではないことも想定される。平成26年度の相談件数の中からマッチングした件数は4%程度である。今後は効果測定として測定指標を設けることにより、潜在保育士の再就職支援の更なる推進を図るべきと考える。	刻々と変化する雇用情勢に鑑みると指標設定は困難なものとするが、保育の質を確保していくため、保育所等の経営者から雇用状況等について聞き取りを行い雇用者のニーズを把握するなど、一人でも多くの保育士を採用できるような事業展開を図ることとする。
13	1-13 ふくしま保育士人材確保事業	100	意見	潜在保育士等の就職支援の連携について 潜在保育士の再就職及び新卒保育士の就職については、ハローワークでも就職相談を対応しており、保育士に関する就職対策の窓口が重複している状況となっている。ハローワークは厚生労働省の各都道府県労働局の管内に複数設置される出先機関であり、当該事業の目的や内容と必ずしも合致しない点はあると考える。しかし、保育士の雇用状況の改善という点で、再就職の斡旋先が複数ある状態では、潜在保育士がハローワークと社会福祉協議会のいずれに掛け合えば良いのか困惑する恐れもある。今後はハローワークなどとの連携を図り、潜在保育士のニーズの把握といった情報共有を行うといった潜在保育士の再就職を効率的に支援するべきである。	今後は意見を踏まえ、ハローワークにおける潜在保育士向けセミナー等の周知などの連携を図り、引き続き、潜在保育士の再就職支援を行っていくこととした。
14	1-14 地域の子育て向上力事業	103	意見	事業計画書の確認について 福島県民間団体企画提案事業については、少子化対策の企画に該当するため、独身者のための事前講習を含む出会いの場づくりなどが対象となる。平成26年度の福島県民間団体企画提案事業で採択された婚活イベント「だてコン」は、事前講習またはフォローアップを組み込むことという条件が付されている。実施要領では明確に記載されていないもの、企画提案段階で事前講習またはフォローアップを計画されていないことから、本来は採択されるべきではない。 なお、事前講習またはフォローアップについては、平成26年6月2日付けで再提出された事業計画書に記載されたものの、平成27年3月31日付で内容変更するために事業変更申請書が提出されたが、同日付の事業計画書からは事前講習会、フォローアップイベントの開催に関する記載が漏れている。事前講習またはフォローアップを組み込むことは採択の条件であり、入手した書類の内容確認を十分に行う必要がある。	補助申請から実績報告まで、補助金に係る一連の手続について、必要な確認と補助事業者への指導が適切に行われるよう、担当者及び副担当者によるダブルチェックを始め、決裁過程においても採択条件が履行されているか等を組織的に確認する体制の整備を図ることとした。
15	1-14 地域の子育て向上力事業	104	意見	事前講習またはフォローアップの実績について 福島県民間団体企画提案事業の婚活イベント「だてコン」は、事前講習またはフォローアップとして婚活イベント前にセミナーが企画されている。実績として4回のセミナーが企画されたものの、実施実績が殆どない状況である。 セミナーは企画されているものの、実態を伴っておらず、単に婚活イベントに補助金を充当したことになっている。業務実施が適切に行われているかの確認が不十分である。	補助申請から実績報告まで、補助金に係る一連の手続について、必要な確認と補助事業者への指導が適切に行われるよう、担当者及び副担当者によるダブルチェックを始め、決裁過程においても採択条件が履行されているか等を組織的に確認する体制の整備を図ることとした。

No.	事業名	頁	区分	監査結果及び意見概要	対応状況
16	1-14 地域の子育て向上力事業	104	意見	<p>収支予算書と収支決算書の比較について 補助事業等成果確認書に添付されている収支決算書は、当初の収支予算書と支出科目の集計が相違していることから、当初の収支予算書との比較が容易でない状況となっている。収支予算書のとおり集計することにより、収支決算書が当初の予算とどの程度乖離しているかを明確にする必要がある。</p>	<p>補助申請から実績報告まで、補助金に係る一連の手続について、必要な確認と補助事業者への指導が適切に行われるよう、担当者及び副担当者によるダブルチェックを始め、決裁過程においても採択条件が履行されているか等を組織的に確認する体制の整備を図ることとした。</p>
17	1-14 地域の子育て向上力事業	105	意見	<p>具体的な支出内容について 補助事業等成果確認書において、人件費に係る証憑が添付されていない。収支予算書と収支決算書は同額の支出となっているものの、根拠資料を添付する必要がある。 また、食事代として3回分の領収書合計30,000円分が添付されているが、領収書日付がイベント開催日との関連性が見られない。 本来、イベントに直接関連した経費に限定した支出を集計すべきであり、イベント開催日との関連性が見られない場合は、支出内容を確認するか、当該支出を認めない等の対応が必要である。</p>	<p>補助申請から実績報告まで、補助金に係る一連の手続について、必要な確認と補助事業者への指導が適切に行われるよう、担当者及び副担当者によるダブルチェックを始め、決裁過程においても採択条件が履行されているか等を組織的に確認する体制の整備を図ることとした。</p>
18	1-15 ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	110	意見	<p>概算払いを必要とする理由の記載について 地域子育て食環境支援事業の委託先は会員会費や委託事業費等の予算をもとに社会貢献活動を行っている団体であること及び既に保育所や市町村等から管理栄養士や栄養士の派遣要望が出されており、早急に支援者の賃金・旅費等の活動費を必要としているとの理由で、概算払で500万円支払っている。実績等が県に提出される前に業務開始時に予算額の8割以上を概算払で一括払いとするには金額的にも多額である。 また委託先の平成26年度事業計画では事業比率は全体のわずか1.8%と僅少である。このような事業費率などの状況を勘案した結果、概算払請求書において概算払が必要な理由が「会員の会費で運営するので、当該事業に係る費用を捻出できないため」と一行で記載しているのは理由として不十分ではないかと考える。今後は委託先から提出される事業実績などを踏まえて、概算払が必要な理由を明確かつ詳細に記載し、場合によっては昨年の実績報告等を鑑みて、四半期ごとに委託費を支払うなどを検討すべきと考える。</p>	<p>今後は、委託先から提出される前年度実績や概算払請求書の積算内訳などを踏まえ、概算払が必要な理由を明確かつ詳細に記載することとする。</p>
19	1-15 ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	110	意見	<p>業務内容について 平成26年度地域の子育て食環境支援業務で、業務委託仕様書において業務内容は以下のとおり。 (業務内容) ・栄養士未配置の保育所等に対する給食献立のアドバイス ・保育所・幼稚園・学校等の子どもや保護者等に対する栄養・食生活指導 ・福島県食育応援企業・うつくしま健康応援店等によるスリムアップイベントにおける栄養指導・試食・運動コーナーの実施支援。 ・その他、福島県の食育を推進するための支援等 しかし、実績報告を見ると後半はうつくしま健康応援店に対するスリムアップイベントの普及啓発活動が主となり、偏りが生じている。飲食店を多く回り、栄養や食に関する助言をすることについて、意義があるものとは理解するが、その結果が地域の子育て食環境支援に結びつくものか効果が不透明である。業務委託仕様書の委託業務の範囲を広義に解することができる余地があり、業務内容について見直す余地があると考え。</p>	<p>福島県食育応援企業・うつくしま健康応援店等によるスリムアップイベントは、対象を子どもとし、社会全体で肥満解消のための栄養・運動のあり方の普及啓発と学ぶ機会を提供する事業であり、地域の子育て食環境支援につながるものである。今後は、委託先に業務内容の実施に偏りが生じないよう指示するなど対応していく。</p>

No.	事業名	頁	区分	監査結果及び意見概要	対応状況
20	1-15 ふくしまからはじめよう。 元気なふくしまっ子食環境整備 事業	111	意見	業務範囲について 平成26年度地域の子育て食環境支援業務委託の業務内容は、「保育所、幼稚園、学校、行政、福島県食育応援企業、うつくしま健康応援店等からの要請書に基づき、栄養・食生活指導などの活動を行う。」であり、具体的な回数等を決めているわけではないが、相双地区などでは栄養士が不足(1名)しているため、要望があっても断る場合もあるとのことである。県内全域からの要望に応えられるよう委託事業の業務範囲を見直し、業務委託仕様書を作成する余地があると考えます。	委託先に対して、県内全域からの要望に応えられる工夫をするよう指示するなど対応していく。
21	1-15 ふくしまからはじめよう。 元気なふくしまっ子食環境整備 事業	111	意見	精緻な積算による予算の策定の必要性について 地域の子育て食環境支援業務について、管理栄養士等による食環境支援活動費として支援活動経費で支出する需用費の当初の積算が519,171円であるのに対して、収支計算書では1,162,617円と2倍以上の支出となっており、当該支出のみが大幅に乖離している。 県の見解としては委託先が委託費の範囲内で効果的に業務を執行するため需用費の見直しが図られたものとしている。委託先において委託費の範囲内で経費支出の割合が変わることは理解できるが、当初の積算と大幅に乖離するのでは、作成する県の側でどのような根拠に基づいて当該積算を作成しているのか疑念を抱かざるを得ない。県においてはどのような根拠資料に基づいて作成しているのかを明確にし、さらに精緻な積算を行うべきと考えます。	今後は、委託先から提出される前年度実績や概算払請求書の積算内訳などを精査し、積算することとする。
22	2-1 地域少子化対策強化交付金事業	116	意見	予算および積算資料の検証について 平成26年度当初予算歳出見積書(事業説明書)の事業予算の積算において、「委託料1(宿泊ケア)」の集計が漏れていた。これは単純な計算誤りではあるが、単純な計算誤りが生じないよう、部署内で作成者とは別の者がチェックする体制を整備するといった対応を行うべきである。	積算資料等の作成の際には、誤りが生じないよう、作成者とは別の者が必ず二重チェックすることとする。
23	2-2 ふくしまで幸せつかもようプロジェクト	120	意見	業務委託変更契約事務の適時性について ふくしまで幸せつかもようプロジェクトの縁結びサポーターの研修会や情報交換会については、縁結びサポーターの単独事業として行うのではなく『復活！世話やき人』活躍推進事業の「結婚」支援部門として開催することとした。これは、当初予算がほぼ固まった後に、国の補正予算が活用できることとなったため、県事業の見直しを行った上で国の予算を優先させて活用するために、業務委託変更契約書を締結し、業務委託仕様書の変更と委託料の減額を行ったものである。 しかし、変更契約に係る発議及び支出負担行為の決裁を業務委託契約期間終了間際の平成27年3月20日に行い、同日付で業務委託変更契約書を締結しており、契約事務処理の適時性に問題がある。国の補正予算が活用できることが判明後、速やかに委託業務範囲の見直しを行い仕様書の変更手続を行うよう努めるべきである。	国の予算を活用した事業の確定をまって、県の事業の変更すべき内容について確定することとなるため、変更契約が年度末近くになったが、今後は、可能な限り速やかにできるように努めることとする。
24	2-3 多子世帯保育料軽減事業	122	意見	予算積算資料の見込み額の算定について 多子世帯保育料軽減事業の認可保育所の予算積算において、前年度との差の平均を加算する方法としていることから直近の状況を反映しない場合がある。平成24年度を除いて前年度との差が増加していることから、過去実績の平均ではなく、直近の年度の増加額を使用するなど将来の予測に対するより適切な補正を行うことを検討されたい。	意見を受け、多子世帯保育料軽減事業の予算措置においては、過去の実績の増加率を勘案して積算するなど、より実績に近い積算を行っていくこととした。

No.	事業名	頁	区分	監査結果及び意見概要	対応状況
25	3-3 安心こども基金事業	134	意見	<p>実績報告書の添付書類の様式について 福島県安全こども基金特別対策事業補助金実績報告書に添付する書類である事業実績書について市町により端数処理方法が違っている。様式を定めるにあたっては、補助金の算定根拠となる部分については、実績報告書作成者によって解釈が分かれやすいよう分かりやすい様式を定めるべきである。</p>	<p>意見を受け、端数処理については統一した取扱いにより実績報告を取りまとめることとした。</p>
26	3-3 安心こども基金事業	136	意見	<p>事業計画書及び事業実績書の検証について 各市町村は、実績報告時に「補助金積算額算出内訳書」及び「歳入歳出決算(見込み)書」を提出することとされており、「歳入歳出決算(見込み)書」が「補助金積算額算出内訳書」の総事業費の金額の疎明資料となる。 白河市については、「歳入歳出決算見込抄本」の歳出額の内訳金額及び説明欄の内訳の記載が誤っている。 また、猪苗代町の「歳入歳出決算(見込)書抄本」には、保育の質の向上のための研修事業費が記載されていない。 これらはいずれも書類の不備であり、実際の補助金交付額に影響するものではないが、白河市及び猪苗代町から正式に発行され提出された書類であり、補助金額の算定に際しての疎明資料となるものであることから、実績報告書の入手時に確認し、市町に対して訂正を求める必要がある。</p>	<p>実績報告時に、実績報告書と歳入歳出決算(見込)書抄本の整合が図られるよう、書類の確認を十分に行うこととした。</p>
27	全般に関する事項	-	意見	<p>権限規程の適切な運用について 県民の健康に関する業務などにより業務量が増大し、財務規則で定められた決裁権者(課長等)が決裁すべき書類が膨大であることは考えられるが、多くの書類に関して代決者が決裁しており、本来の決裁権者のコントロールが十分に図られない可能性がある。福島県事務決裁規程の代決規定は、決裁権者が不在の時は事務を代決することができるといった例外規定であり、緊急を要する事務でない限り本来の決裁権者が事務を行うことが原則であると解される。財務規則の趣旨を踏まえ、決裁権限の適切な運用が望まれる。</p>	<p>代決は例外であるという意見についてはその通りである。 今回の保健福祉部の場合は震災等で業務が多く、長の不在が多い状況であり、行政事務を停滞させられないこともあり、代決をしている場合もあるが、事後報告等により確認し適切に運用している。 今後も事務決裁規程による決裁権者の決裁を原則とし、決裁権限の適切な運用を図っていくこととする。</p>

意見 27件